
プロジェクト **継続企業の前提に関する会計基準**

項目 **監査・保証実務委員会報告第 74 号「継続企業の前提に関する開示について」の移管の検討**

本資料の目的

1. 本資料は、仮に監査・保証実務委員会報告第 74 号「継続企業の前提に関する開示について」（以下「報告第 74 号」という。）をそのまま移管するとした場合における報告第 74 号の移管に関する検討を行うことを目的としている。

ディスカッション・ポイント

移管対象及び識別された論点についてご意見を伺いたい。また、その他移管にあたって検討が必要となる点があれば伺いたい。

以 上

【凡例】

■	本文に移管する部分
■	結論の背景に移管する部分
■	設例のように規範性がない箇所に移管する部分
■	移管しない部分

報告第 74 号	移管にあたっての検討事項
<p>監査・保証実務委員会報告第 74 号 継続企業の前提に関する開示について</p> <p>平成14年11月 6日 改正 平成21年 4月21日 日本公認会計士協会</p>	
<p>1. はじめに</p> <p>企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に関する開示は、平成 14 年 10 月 18 日付けで「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」が改正され、平成 15 年 3 月 1 日以後終了する事業年度に係る財務諸表から開始されている。これは、企業会計審議会から、平成 14 年 1 月 25 日付けで公表された「監査基準の改訂に関する意見書」を受けたものであったが、投資者により有用な情報を提供する等との観点から、継続企業の前提に関する監査の実施手続に係る現行の規定の見直しが企業会計審議会において行われ、平成 21 年 4 月 9 日に「監査基準の改訂に関する意見書」が公表された。また、継続企業の前提に関する開示に係る現行規定の見直しも行われ、平成 21 年 4 月 20 日に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関係府令が改正された。これらの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 段落は、報告第 74 号の公表及び見直しの経緯に関する記載であるため、移管しないことが考えられる。 なお、会計基準の公表の経緯は、新たに公表予定の会計基準で別途記載することが考えられる。

報告第74号	移管にあたっての検討事項
<p>見直しを受けて、本報告についても必要な見直しを行った。</p> <p>本報告に基づく開示の基本的な考え方は、金融商品取引法に基づく財務諸表等のみならず、会社法に基づく計算書類等においても十分に斟酌されることが望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第2段落は、計算書類等や連結計算書類における注記表の表示内容であり企業会計基準等で定める内容ではないと考えられるため、移管しないことが考えられる。
<p>2. 継続企業の前提に基づく財務諸表</p> <p>財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されるが、当該会計基準は継続企業の前提を基礎としていると解されているため、財務諸表に計上されている資産及び負債は、将来の継続的な事業活動において回収又は返済されることが予定されている。しかし、企業は様々なリスクにさらされながら事業活動を営んでいるため、企業が将来にわたって事業活動を継続できるかどうかは、もともと不確実性を有することとなる。このため、継続企業の前提に基づき作成された財務諸表といえども、必ずしも企業が将来にわたって事業活動を継続して営みうることを保証するものではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準は継続企業の前提を基礎としている記載については、会計公準と関連するため、会計公準レベルの記載を会計基準の結論の背景に記載するのかどうか今後検討を行うことが考えられる。 グレー部分は、継続企業の前提に基づき作成された財務諸表といえども企業が将来にわたって事業活動を継続して営みうることを保証するものではないという記載については、現在では、関係者に理解されていると考えられるため、必ずしも移管する必要性はないと考えられるがどうか。
<p>3. 継続企業の前提の評価と開示</p> <p>一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成する責任は経営者にある。したがって、経営者は、財務諸表の作成に当たり、継続企業の前提が適切であるかどうかを評価することが求められる。また、経営者は、継続企業の前提に関する評価の結果、期末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、継続企業の前提に関する事項を財務諸表に注記することが必要となる。</p> <p>また、企業活動の継続が損なわれるような重要な事象又は状況が突然生起することは稀であると考えられるため、継続企業の前提に関する開示の検討に際しては、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第1段落は、継続企業の前提に関する評価として実施すべき内容及び開示の内容についての記載であるため、内容を本文に移管することが考えられる。ただし、二重責任の原則の記載については、会計基準の中で記載を行う必要はないと考えられるため、移管しないことが考えられる。 第2段落から第4段落は、財務諸表以外での開示等に関する記載であるため、移管対象とすることは適切ではないと考えられるものの、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるまで

報告第 74 号	移管にあたっての検討事項
<p>ような事象又は状況につながる虞のある重要な事項を幅広く検討することが必要であり、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるまでには至らない場合であっても、有価証券報告書等における財務諸表以外の箇所において適切に開示する必要がある。</p> <p>このような基本的な考え方から「企業内容等の開示に関する内閣府令」は、継続企業の前提に関する注記を開示するまでには至らない場合であっても、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合には、有価証券報告書の「事業等のリスク」及び「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」にその旨及びその内容等を開示することを求めている。</p> <p>なお、継続企業の前提に関する事項を財務諸表に注記する場合においても、当該注記に係る継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生した経緯及び経過等について、「事業等のリスク」及び「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載することになる。</p> <p>会社法に基づく事業報告においても、会社法施行規則第 120 条第 1 項第 4 号、第 8 号及び第 9 号等に基づき、適切な開示をすることが望まれる。</p>	<p>には至らない場合に有価証券報告書等における「事業等のリスク」に記載を行うことの情報は、開示を検討する際に参考となるため、結論の背景の経緯で記載を行うこととしてはどうか。</p> <p>・第 5 段落は、会社法に基づく事業報告に関する記載であり、会社法施行規則で定められるものであると考えられるため、移管の対象外とすることが考えられる。</p>
<p>4. 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況</p> <p>貸借対照表日において、単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況としては、例えば、以下のよう項目が考えられる。</p> <p>＜財務指標関係＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売上高の著しい減少 ・ 継続的な営業損失の発生又は営業キャッシュ・フローのマイナス ・ 重要な営業損失、経常損失又は当期純損失の計上 	<p>・第 1 段落は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する例示である。当該例示は、適用指針レベルの内容であるが、適用指針を作成するほどの分量がないため、会計基準の本文に移管することとしてはどうか。</p> <p>また、具体的な例示については、そのまま移管することが良いか、あるいは、監査基準、財務諸表等規則、監査基準報告書 570（改訂後）との整合性を図る方が良いか、また、整合性を図る場合、いずれと整合性を図るのが検討課題になると考えられる。</p>

報告第 74 号	移管にあたっての検討事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要なマイナスの営業キャッシュ・フローの計上 ・ 債務超過 <p><財務活動関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業債務の返済の困難性 ・ 借入金の返済条項の不履行又は履行の困難性 ・ 社債等の償還の困難性 ・ 新たな資金調達 の困難性 ・ 債務免除の要請 ・ 売却を予定している重要な資産の処分の困難性 ・ 配当優先株式に対する配当の遅延又は中止 <p><営業活動関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な仕入先からの与信又は取引継続の拒絶 ・ 重要な市場又は得意先の喪失 ・ 事業活動に不可欠な重要な権利の失効 ・ 事業活動に不可欠な人材の流出 ・ 事業活動に不可欠な重要な資産の毀損、喪失又は処分 ・ 法令に基づく重要な事業の制約 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 巨額な損害賠償金の負担の可能性 ・ ブランド・イメージの著しい悪化 <p>これらの項目の中には、単独の事象又は状況により、破産の原因たる事実の生ずる虞や、事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができなくなることも考えられる。例えば、債務超過に陥ったときや借入金の契約条項の不履行が発生したときには、場合によっては民事再生等の手続に移行することもあり得るため、より慎重に検討を行う必要がある。</p> <p>しかし、通常これらの項目は、複数の事象又は状況が密接に関連して発生又は発現することが多いと考えられる。このため、経営者は継</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 段落は、上記で例示した事象等が単独もしくは複数生じることにより継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況となり得ること等を説明する内容であり、例示を移管対象とする場合には必要な情報であることから、結論の背景に移管することが考えられる。 ・ 第 3 段落のうち、複数の事象又は状況を総合的に判断する点については、本文に移管することが考えられる。その上で、第 3 段落

報告第 74 号	移管にあたっての検討事項
<p>継続企業の前提の評価の過程において、上記に例示するような項目が継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に該当するかどうかについて、総合的に判断する必要がある。</p> <p>これらの項目はあくまで例示であり、その企業の規模や業種等により、金額的重要性や質的重要性を加味して判断すべき事項もあり、また、その企業が営む業種の特殊性等により、これらの項目と異なる財務指標を用いることが適切な場合や、これらとは異なる事象又は状況が継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような場合もある。</p> <p>なお、企業が連結財務諸表を作成する際には、経営者は親会社の個別財務諸表に関する継続企業の前提の評価の過程に加え、連結ベースの財務指標や、子会社において発生又は発現した継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況のうち親会社の継続企業の前提に重要な影響を及ぼす項目も検討する必要がある。</p>	<p>及び第 4 段落のその他の記載は解説として結論の背景に移管することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 5 段落は、企業が連結財務諸表を作成する際の継続企業の前提を評価する際に必要な検討事項を定めているものであるため、本文に移管することが考えられる。
<p>5. 対応策の検討</p> <p>継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策は、財務諸表作成時現在計画されており、効果的で実行可能であるかどうかについて留意しなければならない。</p> <p>具体的な対応策の内容としては、例えば、借入金の契約条項の履行が困難であるという状況に対しては、企業が保有する有価証券若しくは固定資産等の資産の処分に関する計画、新規の借入れ若しくは借換え、又は新株若しくは新株予約権の発行等の資金調達計画などが考えられる。また、重要な市場又は得意先の喪失については、他の同等な市場又は得意先の開拓といった計画などが考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 段落については、現状では監査人の観点からの記載となっているところ、対応策の策定は企業に求められることであるため、作成者の観点の記載に変更したうえで、本文に記載することが考えられる。 対応策の具体例に関しては会計基準で定める内容ではないが、継続企業の前提に関する評価にあたって参考となる情報であるため、結論の背景に移管することが考えられる。
<p>6. 継続企業の前提に係る評価期間と検討の程度</p> <p>継続企業の前提に関する評価は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための経営者の</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 段落は、継続企業の前提に係る評価期間に関する定めであるため、本文に移管することが考えられる。ただし、評価期間の起

報告第 74 号	移管にあたっての検討事項
<p>対応策を含み、合理的な期間（少なくとも貸借対照表日の翌日から1年間）にわたり企業が事業活動を継続できるかどうかについて、入手可能なすべての情報に基づいて行うことが求められる。</p> <p>この場合、検討の程度は、企業を取り巻く経済環境やその企業の財政状態等によって影響を受けることとなる。例えば、企業が利益基調であり、資金調達を容易に行い得る状況にある場合には、詳細な検討を行うことなく、合理的な期間にわたって事業活動を継続できると容易に結論付けることができるが、そのような状況にない場合には、将来における収益性や債務の返済予定に対する資金調達の実行可能性など、継続企業としての諸要因の検討が必要になる。</p>	<p>点については国際的な監査基準（ISA 570）との整合性を図るかどうかにについては、2025年12月15日に日本公認会計士協会より、監査基準報告書 570「継続企業」の改正案が公表されており、今後検討を行うことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2段落は、企業が継続企業の前提に関する評価を行う際の検討の程度に関するものであることから、結論の背景に移管することが考えられる。
<p>7. 継続企業の前提に関する注記</p> <p>継続企業の前提が適切であるかどうかを総合的に評価した結果、貸借対照表日において、単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、継続企業の前提に関する事項として、以下の事項を財務諸表に注記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨 <p>貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生した場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第1段落は、継続企業の前提に関する注記事項に関する定めであるため、本文に移管することが考えられる。なお、開示目的を別途定める必要がある。 第2段落は、重要な後発事象の場合の注記事項に関する定めであるため、会計基準の本文に移管することが考えられる。ただし、監査基準報告書 570「継続企業」の改正に合わせて評価期間の起点を変更するかどうかを検討する必要があり、検討結果により取り込み方を再検討する可能性があると考えられる。

報告第 74 号	移管にあたっての検討事項
<p>キャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすときは、重要な後発事象として、以下の事項について財務諸表に注記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該事象又は状況が発生した旨及びその内容 ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由 <p>ただし、このような後発事象のうち、貸借対照表日において既に存在していた状態で、その後その状態が一層明白になったものについては、継続企業の前提に関する注記の要否を検討する必要がある。</p> <p>なお、貸借対照表日後において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が解消し、又は改善したため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなくなったときには継続企業の前提に関する注記を行う必要はない。ただし、この場合には、当該継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するために実施した対応策が重要な後発事象として注記対象となることも考えられるため、留意する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 段落は、貸借対象日後に継続企業の前提に重要な不確実性が認められる状態がより一層明白になった場合における注記の要否に関する考え方であるため、結論の背景に移管することが考えられる。 ・第 4 段落は、貸借対象日後に継続企業の前提に関する事項に重要なく確実性が認められなくなった場合における注記の要否に関する考え方であるため、結論の背景に移管することが考えられる。
<p>8. 適用</p> <p>「監査委員会報告第 74 号「継続企業の前提に関する開示について」の改正について」（平成 21 年 4 月 21 日）は、平成 21 年 3 月 31 日以後終了する事業年度から適用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会計基準の適用時期を記載することになるため、移管しない。
<p>付録 継続企業の前提に関する注記の参考文例</p> <p>以下の文例は、経営者が、継続企業の前提が適切であるかどうかを総合的に評価した結果、貸借対照表日において、単独又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると経営者が判断したときの参考文例である。このような注</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・継続企業の前提に重要な不確実性が認められる場合の注記の文例であり、開示例としてこれまでも参考にされていると考えられることから、規範性のない「参考例」として移管することとしてはどうか。

報告第 74 号	移管にあたっての検討事項
<p>記が適切に記載されているかに対して、監査上の判断が行われることになる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・グレーハイライトの部分の記載は、監査の観点からの記載であるため、移管しないことが考えられる。
<p>【連結財務諸表注記 文例 1】</p> <p>当グループは、当連結会計年度において、〇〇百万円の当期純損失を計上した結果、〇〇百万円の債務超過になっています。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。</p> <p>連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、〇〇株式会社に対し〇〇億円の第三者割当て増資を平成〇年〇月を目途に計画しています。また、主力金融機関に対しては〇〇億円の債務免除を要請しております。</p> <p>しかし、これらの対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。</p> <p>なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していません。</p>	
<p>【連結財務諸表注記 文例 2】</p> <p>当グループは、〇〇株式会社とフランチャイズ契約を締結しています。当連結会計年度における当該フランチャイズ契約関連の売上高は〇〇百万円であり、売上高全体の〇〇%を占めています。しかし、期末時点では来期以降の契約更新が行われておりません。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。</p> <p>連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、〇〇株式会社との契約更新の交渉を継続していますが、この契約</p>	

報告第 74 号	移管にあたっての検討事項
<p>更新の交渉期限は平成〇年〇月となっています。なお、この〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月以降には、〇〇株式会社の競合会社である△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉を開始する予定になっています。</p> <p>しかし、これらの対応策に関する先方との最終的な合意が得られていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。</p> <p>なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していません。</p>	
<p>〔連結財務諸表注記 文例 3〕</p> <p>当社は、前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなっています。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。</p> <p>当社は、当該状況を解消し又は改善すべく、不採算部門の〇〇事業からの撤退を〇年〇月を目途に計画しています。この計画の中では、当該事業に関わる設備を売却するとともに、早期退職制度の導入により〇〇名の人員削減を行い、併せて全社ベースで費用の〇%削減を行う予定です。また、主力金融機関との間で、新たに〇〇億円のコミットメント・ラインの設定を交渉しています。</p> <p>しかし、これらの対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。</p> <p>なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映してい</p>	

報告第 74 号	移管にあたっての検討事項
ません。	

以 上